

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問(順位第1番から第2番まで)
- 第1番 松尾数則議員
- 第2番 真鍋恭子議員
- 第4 議案第1号から第6号までについて(上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決)
- 議案第1号 平成28年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算
- 議案第2号 平成27年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第3回)
- 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 議案第5号 宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例中一部改正の件
- 議案第6号 山口県市町総合事務組合への加入について
- 第5 報告第1号から第5号までについて(上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決)
- 報告第1号 専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第7号))
- 報告第2号 専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第8号))
- 報告第3号 専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第10号))
- 報告第4号 専決処分を報告し、承認を求める件(平成27年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第2回))
- 報告第5号 専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第9号))

出席議員：組合議員9人

説明のため出席した者：管理者以下13人

午前9時59分開会

諸般の報告

管理者発言

日程第1 会議録署名議員の指名

会議規則第78条の規定により、笹木慶之議員、志賀光法議員を指名。

日程第2 会期の決定

会期は本日1日のみと決定。

日程第3 一般質問

- ・松尾数則議員：一般質問通告書に従い、以下のとおり質問。
 - 1 火災予防について消防組合の防火安全対策の考え方を聞く。
 - (1) 住宅防火対策について
 - ・住宅火災の死者数の減少に向けての対応策を聞く。
 - ・住宅用火災警報器設置状況と今後の対策を聞く。
 - (2) 小規模雑居ビルの防火安全対策について
 - ・組合内で調査を行った結果と今後の対策を聞く。
 - (3) 認知症高齢者グループホームの防火安全対策について
 - ・対象のグループホームの数は。
 - ・法的な整備状況は。
 - (4) 防火管理の充実強化について
 - ・防火管理講習の現状と充実について聞く。
 - ・防火管理責任の明確化について聞く。
 - 2 工場火災の予防について
 - (1) 頻発している工場火災の現状報告並びに今後の対策について聞く。
- ・久保田管理者：1(1)について、過去3年間の住宅火災による死亡者7人のうち、6人が高齢者で、全体の9割を占めている。これは、全国の割合と比べると高い比率であるため、対策として、高齢者防火家庭訪問や高齢者が集まる会合等で防火防災教育を実施していく。また、当組合管内の住宅火災用警報器の設置率は、平成27年6月の時点で89%と全国及び山口県の平均を上回っている。今後も適切な維持管理について啓発を行う。
 - (2) について、当組合管内の木造2階建ての飲食店、1件について直ちに立入検査を実施した結果、消防法令違反は認められなかった。また、木造以外の小規模雑居ビルが27施設あるが、定期的に査察を行っている。消防法令のみで対応できない場合は、関係行政機関と連携を図って、防火安全対策を進める。
 - (3) について、対象の施設数は、当組合管内に30施設あり、すべてスプリンクラーが設置

されている。

(4)について、当組合管内で防火管理者の選任が必要な施設は1,871施設。そのうち、1,637施設が選任済み、未選任施設は234施設で12%となっている。未選任の施設に対しては、立入検査等において、強く指導している。

2(1)について、中国電力株式会社新小野田発電所の火災発生後、関係事業所に対して講習会を実施し、類似事故の再発防止に努めた。また、中国アセチレン株式会社小野田工場の爆発火災発生後、高圧ガス関連事業所に対し、山口県と協力して講習会を開催した。

- ・松尾議員：全国的には放火の件数が多いが、放火についてどのように考えているか。
- ・江本消防長：管内での放火の件数は少ない。しかし、過去には連続した放火火災が発生した経緯もあるため、多発すれば警察や消防団と警戒に当たる。また、家の周りに燃えやすいものを置かないなど、防火管理講習会等を通して放火に対する注意喚起を広報していく。
- ・松尾議員：防災製品の有効性や広報について、どのように考えているか。
- ・江本消防長：防災製品は一般住宅での設置は義務ではないが、寝具、衣類への着火が高齢者の死亡の主な原因となっているため、防火家庭訪問等で積極的に広報し、防災製品の普及に力を入れていく。
- ・松尾議員：認知症高齢者グループホームに類似した施設のスプリンクラーの設置状況は。
- ・中野次長：管内に105件あり、このうち275平方メートル以上の施設についてはすべて設置している。275平方メートル未満の施設は27施設あり、2施設について設置済みで、残りの25施設は、平成30年3月までに設置するように指導していく。
- ・松尾議員：防火管理者の実態の把握は十分か。
- ・江本消防長：防火管理講習会を通して十分に説明はしている。しかし、査察時に防火管理者の選任が不適切なことが判明した場合は、適切な防火管理者を選任するようにその都度指導している。
- ・松尾議員：工場火災について、調査委員に消防は関与できるのか。
- ・幸池予防課長：中国アセチレン工場の事故については関与していない。
- ・真鍋恭子議員：一般質問通告書に従い、以下のとおり質問。

救命率の向上対策について

1 救急搬送の現状

通報場所、現場到着時間、年齢区分、事故種別搬送人員、疾病分類と疾病程度

2 介護施設における要請件数と応急手当の有無

全救急搬送件数における介護施設の要請件数の割合

3 救急隊員の事後検証の現状とその活用方法

- ・久保田管理者：1について、平成27年の救急搬送人員は8,018人、通報場所は屋内での発生が84.9%、現場到着時間は平均8.8分、年齢区分は18歳以上65歳未満の成人が2,468人、30.8%、65歳以上の高齢者は5,047人、62.9%、事故種別搬送人員は、急病4,894人、一般負傷1,203人、交通事故720人の順、疾病分類と疾病

程度は、消化器系 358 人、脳疾患 351 人、心疾患等 276 人、呼吸器系 266 人、急病のうち、重症 398 人、8.1%、中等症 2,637 人、53.9%、軽症 1,798 人、36.7%となっている。

2 について、平成 27 年の介護施設からの救急要請件数は 649 件で、全救急出場件数の 6.5%、救急隊の到着時、心肺停止状態の傷病者が 40 件で、うち心肺蘇生法が実施されていたのは 29 件。介護施設での応急手当講習は、平成 26 年が 29 件、平成 27 年が 31 件行っている。

3 について、救命活動全般について事後検証を行った件数は、平成 26 年度が 122 件、平成 27 年度は、この平成 28 年の 1 月までで 139 件。また、事後検証は、1 次検証を指導的立場の救急救命士が行い、2 次検証は山口大学医学部附属病院先進救急医療センターの検証医師に依頼をして、その結果を救急隊員にフィードバックしている。

- ・真鍋議員：救急現場で年間何人ぐらいの心肺停止が発生をしているのか。
- ・江本消防長：わかっているのは 81 件。
- ・真鍋議員：バイスタンダーの役割について。また、AED の設置場所について、積極的に広報すべきではないか。
- ・江本消防長：バイスタンダーの役割は、一刻一秒を争うときに、救急隊が到着をするまで心肺蘇生法を的確に行い、救命率の向上を目指すことである。AED の設置場所については、自治会等で積極的に広報していく。また、可能であれば通信指令システムの地図情報の中に AED の設置場所を入力して、通報時に案内することも検討する。
- ・真鍋議員：コンビニに AED の設置をお願いしていくことは可能か。
- ・江本消防長：関係部局と協議をして、可能なところから実施していく。
- ・真鍋議員：応急手当の講習の実績は。
- ・江本消防長：平成 26 年度が 311 件、受講者が 7,221 人、平成 27 年度が昨年の 4 月からこの 1 月までで 228 件、受講者が 5,347 人。
- ・真鍋議員：通報した方が傷病者の様態を診ることなどを考慮して、携帯電話で 119 番通報することを啓発していかないのか。
- ・江本消防長：119 番通報時、救命処置等で必要があれば、情報指令課員が携帯電話を使うように説明している。
- ・真鍋議員：救急隊員の医療救護の質の向上という点で、救急救命士のスキル向上、あるいは教育について、どのようにされているのか。
- ・中野次長：事後検証で指導救命士あるいは医師からの助言によってスキルアップを行っている。また、新たに拡大 2 項目ということで、心肺停止前の傷病者への静脈路の確保、あるいは低血糖による意識障害発生時のブドウ糖の投与ができるようになり、40 人の認定を目指している。現在は 29 人を認定しており、平成 28 年度は 12 人を計画している。
- ・真鍋議員：予防技術資格者は、平成 29 年度までに 40% の取得を目標としているが、平成 27 年度の実績と平成 28 年度の予定は。

- ・幸池予防課長：平成27年度の実績は、平成28年3月に試験があるため、まだわからない。平成28年度は35人受験し、17人程度合格するものと見込んでいる。
- ・真鍋議員：予防技術資格者の仕事の内容は。
- ・幸池予防課長：予防技術検定は、消防用設備、防火査察及び危険物の3科目ある。防火査察は、立入検査の能力向上、消防用設備は、消防用設備の設置の指導等、危険物は、危険物施設の消防用設備又は構造規制等の指導について検定を行っている。

日程第4 議案第1号から第6号までについて

議案第1号 平成28年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算

議案第2号 平成27年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第3回）

議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

議案第5号 宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例中一部改正の件

議案第6号 山口県市町総合事務組合への加入について

管理者から提案理由を説明

質疑

- ・吉永議員：平成28年度予算の中の工事請負費の山陽消防署のり面改修工事について内容は。
- ・中野次長：山陽消防署のり面に芝生を植えて、のり面が崩れないようにするもの。
- ・吉永議員：職員がのり面で草を刈るなど危険な作業はなくなるのか。
- ・中野次長：お見込みのとおり。
- ・吉永議員：山陽消防署でコンクリートが崩れていたところは解決されたのか。
- ・中野次長：職員が補修し改善した。
- ・吉永議員：瑕疵の部分は検証されたのか。また、工事は専門家がしなくていいのか。
- ・中野次長：山陽小野田市建築住宅課が検証して、瑕疵及び工事に問題はないと回答を受けている。
- ・真鍋議員：平成28年度予算について、常備消防費の書籍等購入費の内容は。
- ・江本消防長：救急救命士関連のテキスト代、各種技能講習のテキスト代、その他各業務用に必要な書籍。
- ・真鍋議員：役務費の内容は。
- ・江本消防長：事後検証の手数料代、予防技術者試験の受験料、ボンベの耐圧の検査料。
- ・真鍋議員：事後検証は1件当たりいくらか。
- ・江本消防長：1件当たり3,000円。
- ・真鍋議員：委託料の電算開発委託料として180万8,000円計上しているが、平成27年度の実績と平成28年度の予定は。
- ・江本消防長：電算開発委託料は、人事給与システムの改修及び動画伝送開発委託料を予定している。平成27年度は、マイナンバー制度に対応するため、通常の改修とは別に人事給与シ

STEMの改修に300万円計上していた。

- ・真鍋議員：負担金及び交付金の中に救急救命士の教育訓練負担金207万1,000円があるが、これは何人分の負担か。また、毎年度1人予定しているのか。
- ・江本消防長：1人分の経費。また、毎年度1人を養成する計画。
- ・真鍋議員：ほかに人材育成の強化を図るため予算の中で反映されているものがあるか。
- ・江本消防長：山口県消防学校負担金、消防大学校負担金、職員研修委託料に反映されている。
- ・真鍋議員：一般職の職員の給与費明細書の中で新陳代謝という表現はどういう意味か。
- ・江本消防長：定年の退職者と新しく採用する若い職員の給料等の格差を新陳代謝と表現している。
- ・真鍋議員：給料及び職員手当の増減額の明細の平成27年度と平成28年度の予算の違いは。
- ・江本消防長：平成27年度と比べて、平成28年度は退職者が1人多いため、職員手当が増額となっている。
- ・真鍋議員：結局いろいろところで給料を減らされていると思うが、どのようにお考えか。
- ・江本消防長：組合発足当時から、構成市の状況に倣って行っている。
- ・吉永議員：消防学校の初任科及び消防大学校の入校期間及び人数は。
- ・江本消防長：消防学校は、4月から11月中旬までに9人が入校、消防大学校は、現在山口県が調整中で、幹部科1人、予防科1人で要望を出している。
- ・志賀議員：議案第4号の件は、組合として人的あるいは予算的な影響はあるか。
- ・内田総務課長：人事評価の研修に係る費用が発生する。その他に必要な経費及び人員はない。
- ・志賀議員：平成28年度予算のはしご車のオーバーホールについて、法定点検は何年に1回か。また、交換部品があった場合、これ以上の費用が発生するのか。
- ・江本消防長：はしご車のオーバーホールは、運転開始から概ね7年で第1回のオーバーホール、その後運用5年をめぐりに再度オーバーホールを実施することが定められている。突発的な大きな不具合が発生した場合は、別に経費が発生するおそれがある。
- ・志賀議員：備品購入費について、小野田消防署、山陽消防署で購入する消防ポンプ自動車は、仕様書が同じなのか。また、これは一括入札するのか。
- ・江本消防長：それぞれの署で必要な装備類が異なり、仕様が違う可能性がある。仕様書が同じであれば、事務効率と入札減を期待して一括購入も考えていく。
- ・志賀議員：車両購入の財源について詳細は。
- ・江本消防長：宇部西消防署の水槽付消防ポンプ自動車は、組合債が4,070万円、一般財源が330万円。宇部西消防署の高規格救急自動車は、石油貯蔵施設立地対策等補助金が1,331万9,000円、組合債が1,750万、一般財源が218万1,000円。小野田消防署及び山陽消防署の消防ポンプ自動車は、石油貯蔵施設立地対策等補助金が2,581万6,000円、組合債が440万円、一般財源が78万4,000円。
- ・志賀議員：イベント等の露店に対する立入検査は、どの部署の職員がどういう対応しているのか、また、予算に反映されているか。

- ・幸池予防課長：露店の開設をする場合は、事業所に管轄の消防署又は出張所に露店の開設届出書を提出させ、それぞれの署所が開設状況を現地確認して指導している。露店の開設が100店舗以上の場合、指定催しとして告示している。予算には反映されていない。
 - ・真鍋議員：第3回の一般会計補正予算について、常備消防費の職員の給料及び職員手当等の減額について、内容は。
 - ・江本消防長：平成27年度中に早期退職者が3人いるため大幅な減額となっている。
 - ・真鍋議員：事項別明細書と給与費明細書の職員手当の増減額の金額が合わない理由は。
 - ・江本消防長：給与費明細書には、児童手当が含まれていないため、金額に差がある。
- 討論・表決
- ・議案第1号 平成28年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算
討論：真鍋議員が反対を表明
表決：起立多数で可決
 - ・議案第2号 平成27年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第3回）
討論：なし
表決：起立全員で可決
 - ・議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
討論：なし
表決：起立全員で可決
 - ・議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
討論：なし
表決：起立全員で可決
 - ・議案第5号 宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例中一部改正の件
討論：なし
表決：起立全員で可決
 - ・議案第6号 山口県市町総合事務組合への加入について
討論：なし
表決：起立全員で可決

日程第5 報告第1号から第5号までについて

- 報告第1号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第7号））
- 報告第2号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第8号））
- 報告第3号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第10号））
- 報告第4号 専決処分を報告し、承認を求める件（平成27年度宇部・山陽小野田消防組合一

般会計補正予算（第2回）

報告第5号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第9号））

質疑：なし

討論・表決

- ・報告第1号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第7号））

討論：なし

表決：起立多数で承認

- ・報告第2号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第8号））

討論：なし

表決：起立全員で承認

- ・報告第3号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第10号））

討論：なし

表決：起立全員で承認

- ・報告第4号 専決処分を報告し、承認を求める件（平成27年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第2回））

討論：なし

表決：起立多数で承認

- ・報告第5号 専決処分を報告し、承認を求める件（宇部・山陽小野田消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第9号））

討論：なし

表決：起立全員で承認

午後零時39分閉会